

春日部労基だより

春日部労働基準監督署
春日部市南3-10-13
電話 048(735)5226
FAX048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

2019年（平成31年）4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

ポイント1

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について月45時間年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

施行：2019年（平成31年）4月1日から
中小企業は2020年4月1日から

ポイント2

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は10日以上の有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

施行：2019年（平成31年）4月1日から

ポイント3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

施行：2020年4月1日から
中小企業は2021年4月1日から

時間外・休日労働を行うには「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。

労働時間の上限（法定労働時間）

原則・・・1週40時間，1日8時間

（労働者10人未満の商業，映画演劇業，保健衛生業，接客娯楽業は1週44時間，1日8時間）

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上

超えるあるいは確保できない

労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する労働者と協定を締結し，所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

時間外・休日労働に関する協定（36協定）で締結する5つの項目	①	時間外または休日の労働をさせる必要のある 具体的事由
	②	対象労働者の 業務・人数
	③	1日の延長時間と1日を超え3か月以内の期間及び1年間についての 延長時間
	④	休日労働を行わせる日とその 始業・終業時刻
	⑤	有効期間

平成31年4月から，時間外労働の上限について月45時間，年360時間を原則とし，臨時的な特別な事情がある場合（特別条項）でも年720時間，単月100時間未満（休日労働含む），複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定することになります（中小企業は1年猶予されます）。

適用を猶予・除外する事業・業務もあります。

働き方に応じた適正な労務管理を実施しましょう

平成30年4月から，働く方々の労働条件の確保・改善を目的として，春日部労働基準監督署内にも「労働時間相談・支援コーナー」を設置し，窓口と電話で，労働時間等に係る法令に関する問い合わせや労務管理についての相談をお受けするとともに，中小企業の皆様に対して個別に訪問して，相談や支援を行っています。当署では，長時間労働の是正等を目的とした労働基準法等の改正内容について，より理解を深めていただくため，希望された事業場に職員が訪問し，事業場の実情を踏まえた説明や質問への回答，各種助成金の紹介等，きめ細やかな相談支援を行います。その際は，一般的な労務管理についてのご相談も併せてお受けします。

(参考例)

STOP！ 休業災害

春日部署管内の休業4日以上の労働災害発生状況は、平成30年6月末日現在で561人と、前年同期の64人、113%と

大幅な増加となっています。

そのうち、

社会福祉事業では、前年同期比**150%の増加**、

飲食店業では、前年同期比**120%の増加**

事故の型では「転倒災害」、「動作の反動・無理な動作」による**災害が多発**する

憂慮すべき事態となっています。



職場の安全総点検を行い、
危険の芽（リスク）を摘み取
り災害を撲滅しましょう！



春日部労働基準監督署

職場の安全衛生自主点検表(参考例)

点検年月日	年 月 日	記入者職氏名	
-------	-------	--------	--

㊦安全衛生管理体制・安全衛生活動について

1. 安全管理者、衛生管理者または安全衛生推進者を選任していますか。
2. 産業医を選任していますか。

注) 常時使用する労働者が50人以上の事業場では有資格のなかから安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任が義務付けられています。安全衛生推進者は常時10人以上50人未満の事業場に選任することが義務づけられています。

3. 安全・衛生委員会を定期的に開催していますか。

注) 安全衛生委員会は常時50人以上に設置することが義務づけられています。

4. リスクアセスメントを実施していますか。

5. 安全衛生管理計画を作成していますか。

6. 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医は定期的に職場巡視していますか。

はい いいえ
 はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

㊦機械、設備の点検等について

1. 始業点検を実施していますか。
2. 月例点検を実施していますか。
3. 機械・設備ごとに点検項目を定めたチェックリストを作成していますか。
4. 点検者を指名していますか。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

㊦機械、設備について

1. 機械の動力伝導部分、調整部分、加工部分などの作動部分で作業者が接触するおそれのある部分にカバー・ガードが設けられていますか。
2. カバー・ガードが設置できない場合は光線式安全装置を設けていますか。
2. 開閉カバーは開くと直ちに停止するインターロック機構が取り付けられていますか。
3. 作業者がはさまれ・巻き込まれ、切られるおそれのある機械に非常停止装置が設けられていますか。
4. 機械の非常停止装置、異常検出装置の作動により停止したときに、その旨を表示するランプ、警報などが設けられていますか。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

㊦安全衛生教育について

1. 雇入れ時に教育をおこなっていますか。
2. 作業内容変更時に教育を行っていますか。
3. 危険有害業務に関する特別教育を行っていますか。
4. フォークリフト、ボイラー等の有資格者(技能講習修了者等)はいますか。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

㊦職場の作業ルール、作業マニュアルについて

1. トラブル時の処置は機械の停止を義務付けていますか。また、機械の停止を管理者が確認していますか。
2. 安全プラグ・キースイッチの取り扱いを定めていますか。
3. 清掃、点検では機械の停止を義務付けていますか。
4. 作業マニュアルは適宜、見直しをしていますか。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

㊦整理整頓について

1. 通路、作業スペースは十分に確保されていますか。
2. 工具等の整理整頓をおこなっていますか。

はい いいえ

はい いいえ